

令和6年度低所得者支援給付金 新たに住民税非課税および均等割のみ課税となる世帯について

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、令和6年度新たに住民税非課税となった世帯または令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、国から示された1世帯当たり10万円の給付に加え、市独自の取り組みとして3万円を追加し、1世帯当たり合計13万円を給付します。

なお、随時情報を更新する場合がありますので、詳しくは市ホームページを確認してください。

令和5年度泉佐野市低所得世帯価格高騰重点支援給付金(追加)、(こども加算分)の支給対象となった世帯(未申請・辞退世帯、他の自治体で同様の給付金受給等を含む)、「親に扶養されている一人暮らしの学生」や「別居する子に扶養されている夫婦」など世帯全員が住民税課税者の扶養親族などのみで構成されている世帯は、支給対象外となります。

①令和6年度新たに 住民税非課税となる世帯

給付対象者 基準日(令和6年6月3日)に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

受給権者 対象世帯の世帯主

給付金額 1世帯当たり13万円

申請方法 市から対象となる見込みの世帯の世帯主宛に準備が整い次第、案内を送付する予定です。

【低所得者の子育て世帯への加算(こども加算分)について】

①②に該当する世帯で18歳以下の(平成18年4月2日から令和6年10月31日までに出生した)児童がいる世帯に児童1人当たり5万円を給付します。

いずれも

申請期限 10月31日(休)(必着)

※こども加算分については、令和6年10月18日～令和6年10月31日までに生まれた新生児がいる場合のみ、出生届の提出期間14日以内を踏まえ、申請期限を令和6年11月14日(休)まで延長します。

給付(振り込み)時期 確認書などを受け付けてから、記載の振込口座に約3週間で振り込む予定です。ただし、確認書などの返送が集中する時期は、それ以上かかる場合もありますので、ご了承ください。なお、確認書などに不備等があった場合は、確認が取れるまで振込できませんので、ご注意ください。

問合先 7月1日(月)～10月31日(休)の平日 午前9時～午後5時に泉佐野市低所得者支援給付金コールセンター(☎463-2181)へ

②令和6年度新たに 住民税均等割のみとなる課税世帯

給付対象者 基準日(令和6年6月3日)に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、令和6年度住民税均等割のみの課税者(*1)で構成されている、または令和6年度住民税均等割のみの課税者と住民税非課税者で構成されている世帯

受給権者 対象世帯の世帯主

給付金額 1世帯当たり13万円

申請方法 市から対象となる見込みの世帯の世帯主宛に準備が整い次第、案内を送付します。

(*1) …本市の場合4,300円(市民税3,000円、府民税1,300円)のみ課税されている人で、納税通知書や課税証明書に記載されている所得割の金額が0円の人

定額減税補足給付金(調整給付)について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、定額減税(所得税:1人あたり3万円、住民税:1人あたり1万円)が行われることに伴い、減税しきれない納税義務者に対し、その差額を調整給付として支給します。

給付対象者 定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる、所得税、住民税の納税義務者

支給額 所得税分(定額減税可能額[3万円×減税対象人数(*)])が令和6年分推計所得税額を上回る額と住民税分(定額減税可能額[1万円×減税対象人数(*)])が令和6年度分住民税所得割額を上回る額の合算額を1万円で切り上げて算定した額(*)…国外居住者を除く、納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満を含む)の人数

申請方法 対象となる人へ、市から本人宛に準備が整い次第、案内を送付する予定です。

申請期限 10月31日(休)(必着)

給付(振り込み)時期 確認書などを受け付けてから、記載の振込口座に約3週間で振り込む予定です。ただし、確認書などの返送が集中する時期は、それ以上かかる場合もありますので、ご了承ください。なお、確認書などに不備等があった場合は、確認が取れるまで振込できませんので、ご注意ください。

問合先 7月1日(月)～10月31日(休)の平日 午前9時～午後5時に泉佐野市定額減税補足給付金(調整給付)コールセンター(☎463-2181)へ

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

給付金の給付を装った 特殊詐欺などに 注意してください!

- 給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
- 給付金の給付のため、手数料の振込を求めることはありません。
- 給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。

※給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話(#9110)へ連絡してください。